

議案第 7 号

調布市教育員会会計年度任用職員の任用に関する規則の一部
を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 26 日

提出者 調布市教育委員会
教育長 大和田 正 治

提案理由

調布市教育委員会会計年度任用職員の職種の追加，名称等を改めるとともに，所要の改正を行うため，提案するものです。

調布市教育委員会規則第 号

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部
を改正する規則

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則（令和元年教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

別表29の項を同表30の項とし，同表23の項から28の項までを1項ずつ繰り下げ，同表22の項中「教育相談所」を「指導室」に改め，同項を同表23の項とし，同表21の項中「教育相談所」を「指導室」に，「，もしくは」を「又は」に改め，同項を同表22の項とし，同表18の項から20の項までを1項ずつ繰り下げ，同表17の項中「1，020」を「1，050」に改め，同項を同表18の項とし，同表16の項を同表17の項とし，同表15の項中「児童」を「児童・生徒」に，「年192日」を「年96日から年192日のうち所属長が指定する日数」に改め，同項を同表16の項とし，同表14の項中「児童」を「児童・生徒」に改め，同項業務内容の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。
(2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。
(3) 前2号に掲げるもののほか，所属長が適当と認める業務に関すること。 |
|---|

別表14の項中「年156日」を「年96日から年192日のうち所属長が指定する日数」に改め，同項を同表15の項とし，同表13の項を同表14の項とし，同表12の項を同表13の項とし，同表11の項業務内容の欄を次のように改める。

- | |
|---|
| (1) 身の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。
(2) 学習，集団行動，登下校時等の指導に関すること。
(3) 移動教室，修学旅行等の校外指導に関すること。
(4) 前3号に掲げるもののほか，学級運営上必要な業務に関すること。 |
|---|

別表11の項中「－」を「教員免許状を有する者又は特別支援教育に関する

る専門的識見及び能力を有する者であること。」に改め、同項を同表12の項とし、同表8の項から10の項までを1項ずつ繰り下げ、同表7の項中「給食調理員」を「応援給食調理員」に、「学校給食調理補助に関すること」を「学校給食調理補助に関すること（給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。）」に改め、同項を同表8の項とし、同表6の項中「学校給食」を「食物アレルギー」に改め、同項を同表7の項とし、同表5の項を同表6の項とし、同表4の項の次に次のように加える。

5	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員（給食調理員）	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関すること。	—	年192日	1,050	時
---	----------------------------------	----------------------	------------	-------------------------------------	---	-------	-------	---

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後									改正前																																																														
<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>第1条から第10条 略 第11条 略</p> <p><u>附 則（令和3年3月 日教委規則第 号）</u> <u>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</u></p> <p>別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係） 会計年度任用職員配置表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>設置目的</th> <th>名称</th> <th>所属</th> <th>業務内容</th> <th>資格等の要件</th> <th>勤務日数</th> <th>報酬額（円）</th> <th>報酬単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため</td> <td>学校施設管理専門員</td> <td>教育委員会教育総務課</td> <td>調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。</td> <td>大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。</td> <td>週4日又は月16日</td> <td>1,300</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調布市立小学校及</td> <td>学校事務</td> <td>教育委員</td> <td>調布市立小学校及び調布市</td> <td>パソコン操作がで</td> <td>年219日</td> <td>1,430</td> <td>時</td> </tr> </tbody> </table>									番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位	1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時	2	調布市立小学校及	学校事務	教育委員	調布市立小学校及び調布市	パソコン操作がで	年219日	1,430	時	<p>○調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則 令和元年11月22日教育委員会規則第5号 調布市教育委員会会計年度任用職員の任用等に関する規則を次のように制定する。</p> <p>第1条から第10条 略 第11条 略</p> <p>別表（第1条，第3条—第6条，第8条，第9条関係） 会計年度任用職員配置表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>設置目的</th> <th>名称</th> <th>所属</th> <th>業務内容</th> <th>資格等の要件</th> <th>勤務日数</th> <th>報酬額（円）</th> <th>報酬単位</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため</td> <td>学校施設管理専門員</td> <td>教育委員会教育総務課</td> <td>調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。</td> <td>大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。</td> <td>週4日又は月16日</td> <td>1,300</td> <td>時</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>調布市立小学校及</td> <td>学校事務</td> <td>教育委員</td> <td>調布市立小学校及び調布市</td> <td>パソコン操作がで</td> <td>年219日</td> <td>1,430</td> <td>時</td> </tr> </tbody> </table>									番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位	1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時	2	調布市立小学校及	学校事務	教育委員	調布市立小学校及び調布市	パソコン操作がで	年219日	1,430	時
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位																																																															
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時																																																															
2	調布市立小学校及	学校事務	教育委員	調布市立小学校及び調布市	パソコン操作がで	年219日	1,430	時																																																															
番号	設置目的	名称	所属	業務内容	資格等の要件	勤務日数	報酬額（円）	報酬単位																																																															
1	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	学校施設管理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における施設，設備，備品等の修繕，製作等学校用務に従事する職員の補助に関すること。	大工仕事のできる者又は大工仕事の経験のある者であること。	週4日又は月16日	1,300	時																																																															
2	調布市立小学校及	学校事務	教育委員	調布市立小学校及び調布市	パソコン操作がで	年219日	1,430	時																																																															

改正後								改正前												
	び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	専門員	会教育総務課	立中学校における学校事務に関すること。	きる者であること。						び調布市立中学校における学校事務の充実を図るため	専門員	会教育総務課	立中学校における学校事務に関すること。	きる者であること。					
3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年192日	1,180時				3	調布市立小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	学校給食調理専門員	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理に関すること。	調理師免許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。	年192日	1,180時		
4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	1,020時				4	調布市立小学校及び調布市立中学校における用務業務の充実を図るため	調布市教育委員会技能補助員(用務員)	教育委員会教育総務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校用務作業全般の補助に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数又は月16日	1,020時		
5	<u>調布市立小学校及び調布市立中学校における</u>	<u>調布市教育委員会技能</u>	<u>教育委員会教育総務課</u>	<u>調布市立小学校及び調布市立中学校における学校給食調理補助に関</u>	<u>—</u>	<u>年192日</u>	<u>1,050時</u>													

改正後								改正前							
	<u>調理業務の充実を図るため</u>	<u>補助員（給食調理員）</u>		<u>すること。</u>											
<u>6</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有すること。	小学校 栄養士 年219日 中学校 栄養士 年220日	1,430時								
<u>7</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	<u>食物アレルギー</u> 専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有すること。	年192日	1,600時								
<u>8</u>	調布市立	調布	教育	調布市立小学	調理師免	年195日	1,050時								
<u>5</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における栄養士業務の充実を図るため	学校栄養士専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校における栄養士業務補助及び調布市立中学校における給食事務に関すること。	栄養士免許を有すること。	小学校 栄養士 年219日 中学校 栄養士 年220日	1,430時								
<u>6</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応の充実を図るため	<u>学校給食</u> 専門員	教育委員会学務課	調布市立小学校及び調布市立中学校における食物アレルギー対応業務に関すること。	栄養士法に定められる管理栄養士の資格を有し、かつ学校給食現場や病院等において実務経験を有すること。	年192日	1,600時								
<u>7</u>	調布市立	調布	教育	調布市立小学	調理師免	年195日	1,050時								

改正後								改正前											
	小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	市教育委員会技能補助員(応援給食調理員)	委員会学務課	校及び調布市立中学校における <u>学校給食調理補助に関すること。(給食調理員の欠員が発生した学校の給食調理補助を含む。)</u>	許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。					小学校及び調布市立中学校における調理業務の充実を図るため	市教育委員会技能補助員(給食調理員)	委員会学務課	校及び調布市立中学校における <u>学校給食調理補助に関すること。</u>	許を有している者又は調理業務の経験がある者であること。					
<u>9</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	月16日	1,700時			<u>8</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における情報教育の充実を図るため	情報教育専門員	教育委員会指導室	情報教育における授業及び教員の支援や情報機器のサポート及びメンテナンス、校務の電子化、学校の情報発信に関すること。	情報教育及び情報機器等分野全般に幅広い知識、高い専門性を有する者であること。	月16日	1,700時		
<u>10</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類、その目録整備、図書館利用の指導補	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日又は年172日	1,200時			<u>9</u>	調布市立小学校及び調布市立中学校における学校図書館運営の充実を図	学校司書	教育委員会指導室	調布市立小学校及び調布市立中学校における図書館資料の収集や分類、その目録整備、図書館利用の指導補	司書又は司書教諭の資格を有する者であること。	年215日又は年172日	1,200時		

改正後								改正前									
	るため			助,他の図書館との連絡・調整等,学校図書館の運営補助に関すること。						るため			助,他の図書館との連絡・調整等,学校図書館の運営補助に関すること。				
11	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,600時			10	調布市立小学校1年生及び同2年生の少人数学習による指導を行うため	少人数指導講師	教育委員会指導室	市立小学校低学年等算数少人数指導及びそれに付随する業務に関すること。	小学校教員免許状を有する者であること。	年215日	1,600時
12	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	学級介助員	教育委員会指導室	<u>(1) 身近の自立を目的とした生活習慣に係る育成指導に関すること。</u> <u>(2) 学習, 集団行動, 登下校時等の指導に関すること。</u> <u>(3) 移動教室, 修学旅行等の校外指導に関すること。</u> <u>(4) 前3号に掲げるもの</u>	<u>教員免許状を有する者, 若しくは特別支援教育に関する専門的識見及び能力を有する者であること。</u>	年215日	1,600時			11	調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級の運営補助を行うため	学級介助員	教育委員会指導室	<u>調布市立小学校及び調布市立中学校の特別支援学級における生活指導に係る育成指導や学習, 集団行動, 登下校時等の指導, 校外指導等学級の運営補助に関すること。</u>	—	年215日	1,600時

改正後								改正前							
				ほか、学級運営 上必要な業務 に関すること。											
13	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教員の指 導補助等 を行うた め	スク ールサ ポター ー	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校の通 常学級におけ る特別な支援 を要する児 童・生徒への指 導補助や個別 的学習指導に 関すること。	教員免許 状を有 し、学校 教育、家 庭教育等 に関する 専門的識 見及び能 力がある 者である こと。	年172日	1,400時	12	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教員の指 導補助等 を行うた め	スク ールサ ポター ー	教育 委員 会指 導室	調布市立小学 校及び調布市 立中学校の通 常学級におけ る特別な支援 を要する児 童・生徒への指 導補助や個別 的学習指導に 関すること。	教員免許 状を有 し、学校 教育、家 庭教育等 に関する 専門的識 見及び能 力がある 者である こと。	年172日	1,400時
14	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教職員の 資質向上 を図るた め	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員 会指 導室	教職員の新任 研修及び経験 者等の研修を はじめ、教育に 関する専門的 、技術的事項の 調査・研究に関 すること。	教諭及び 教育管理 者として 長年にわ たり学校 教育に従 事するな ど、学校 教育及び 家庭教育 等に関する 高度な 専門的識 見及び能	年156日	1,600時	13	調布市立 小学校及 び調布市 立中学校 における 教職員の 資質向上 を図るた め	教育 経営 研究 室専 門研 究員	教育 委員 会指 導室	教職員の新任 研修及び経験 者等の研修を はじめ、教育に 関する専門的 、技術的事項の 調査・研究に関 すること。	教諭及び 教育管理 者として 長年にわ たり学校 教育に従 事するな ど、学校 教育及び 家庭教育 等に関する 高度な 専門的識 見及び能	年156日	1,600時

改正後										改正前											
					力を有する者であること。											力を有する者であること。					
15	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の教育全般の課題解決を図るため	教育支援コーディネーター	教育委員会指導室	<u>(1) 学校生活に係る教育全般の相談業務に関すること。</u> <u>(2) 特別な支援を要する児童・生徒の指導に関すること。</u> <u>(3) 前2号に掲げるもののほか,所属長が適当と認める業務に関すること。</u>	教員免許状を有し,学校教育,家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>年96日から年192日のうち所属長が指定する日数</u>			1,600時							<u>福祉的な観点から,子育てに不安のある保護者への支援やその家庭への対応における学校からの相談に関すること。</u>	教員免許状を有し,学校教育,家庭教育等に関する専門的識見及び能力を有する者であること。	<u>年156日</u>			1,600時
16	調布市立小学校及び調布市立中学校に通う児童・生徒の家庭や学校における教育支	スクールソーシャルワーカー	教育委員会指導室	福祉的な観点から子育てに不安のある保護者の支援に関すること。	社会福祉士,精神保健福祉士の資格を有する者であること。	<u>年96日から年192日のうち所属長が指定する日数</u>			2,000時							福祉的な観点から子育てに不安のある保護者の支援に関すること。	社会福祉士,精神保健福祉士の資格を有する者であること。	<u>年192日</u>			2,000時

改正後								改正前								
	援の充実を図るため								充実を図るため							
17	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	1校当たり年35日	2,000時	16	調布市立小学校及び調布市立中学校におけるカウンセリング等の機能の充実を図り、不登校、いじめ、問題行動等の改善に資するため	調布市スクールカウンセラー	教育委員会指導室	カウンセリング等を通じて、児童・生徒の不登校、いじめ、問題行動等の改善に関すること。	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理士、公認心理師法による公認心理師、学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者であること。	1校当たり年35日	2,000時	
18	一般教員	スク	教育	教員補助(授業)	—	年172日	1,050時	17	一般教員	スク	教育	教員補助(授業)	—	年172日	1,020時	

改正後								改正前									
	の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	一 ル・サ ポー ト・ス タッ フ	委員 会指 導室	準備, 採点業務, 教材作成の補助等)に関すること。						の負担軽減を図り、教員がより児童生徒への指導や教材研究に注力できる体制を整備するため	一 ル・サ ポー ト・ス タッ フ	委員 会指 導室	準備, 採点業務, 教材作成の補助等)に関すること。				
	事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校 補助 員	教育 委員 会指 導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助金・交付金の申請等)に関すること。	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時		事務職員等の欠員補充対応及び大規模校に配置されている都費学校事務職員の補助を行うため	学校 補助 員	教育 委員 会指 導室	都費学校事務職員の補助(各種手当支給, 旅費支給, 補助金・交付金の申請等)に関すること。	—	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時
19				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時	18				栄養士業務	栄養士免許を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時
				養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時					養護教諭業務	養護教諭免許等を有する者であること。	教育委員会が定める日数	都交付金単価に準じる。	時

改正後							改正前								
20	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助(任用書類作成, 調査回答等)に関すること。	学校教職員, 行政事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	1,570時								
21	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	小・中学生の活動のサポート, イベントの企画・運営, チラシ・広報紙・報告書等の作成, 電話・来館者の対応, 小・中学生の安全管理等に関すること。	教員・保育士・幼稚園教諭の資格を有する者であること。	月16日 又は月15日	1,300時								
22	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会指導室	(1) 来所相談業務に関すること。 (2) 電話相談業務に関すること。 (3) 就学, 転	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	2,000時								
19	副校長の事務補助を行うため	副校長補佐	教育委員会指導室	副校長の事務補助(任用書類作成, 調査回答等)に関すること。	学校教職員, 行政事務職員, 一般企業における常勤職員等の経験者であること。	年192日	1,570時								
20	教育行政の充実を図るため	青少年交流館専門員	教育委員会社会教育課	小・中学生の活動のサポート, イベントの企画・運営, チラシ・広報紙・報告書等の作成, 電話・来館者の対応, 小・中学生の安全管理等に関すること。	教員・保育士・幼稚園教諭の資格を有する者であること。	月16日 又は月15日	1,300時								
21	教育行政の充実を図るため	教育相談心理職専門員	教育委員会教育相談所	(1) 来所相談業務に関すること。 (2) 電話相談業務に関すること。 (3) 就学, 転	公益財団法人日本臨床心理士資格認定協会の認定する臨床心理	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	2,000時								

改正後								改正前											
				学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。	士，公認心理師法による公認心理師，学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者，又は資格取得見込みの者であること。							学及び通級指導学級入退級相談業務に関すること。	士，公認心理師法による公認心理師，学校心理士認定運営機構・日本学校心理士会の認定する学校心理士のいずれかの資格を有する者，もしくは資格取得見込みの者であること。						
23	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会指導室	(1) 電話相談業務に関すること。 (2) 就学，転学及び通級指導学級入退級相談業	教員免許状を有する者で，10年以上学校教育に関する職にあつ	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,600時					22	教育行政の充実を図るため	教育相談教育職専門員	教育委員会教育相談所	(1) 電話相談業務に関すること。 (2) 就学，転学及び通級指導学級入退級相談業	教員免許状を有する者で，10年以上学校教育に関する職にあつ	週2日から週5日のうち所属長が指定する日数	1,600時

改正後								改正前													
				務に関する こと。	た者であ ること。						務に関する こと。	た者であ ること。									
24	調布市立 図書館に おける図 書館事業 の充実を 図るため	図書 館専門員 (専門的 業務)	教育 委員会図 書館	(1) 専門的 業務の補助 に関するこ と。 (2) 窓口受 付及び資料 整理に関す ること。 (3) 電子資 料利用者へ の支援業務、 原資料の整 理業務等に 関すること。 (4) 前3号 に掲げるも ののほか、調 布市立図書 館長が指定 する事務に 関すること。	図書館司 書資格を 持っている 者である こと。	週2日 から週 5日の うち所 属長が 指定す る日数	1,300時				23	調布市立 図書館に おける図 書館事業 の充実を 図るため	図書 館専門員 (専門的 業務)	教育 委員会図 書館	(1) 専門的 業務の補助 に関するこ と。 (2) 窓口受 付及び資料 整理に関す ること。 (3) 電子資 料利用者へ の支援業務、 原資料の整 理業務等に 関すること。 (4) 前3号 に掲げるも ののほか、調 布市立図書 館長が指定 する事務に 関すること。	図書館司 書資格を 持っている 者である こと。	週2日 から週 5日の うち所 属長が 指定す る日数	1,300時			
25	調布市立 図書館に おける図 書館事業 の充実を	読書 推進員	教育 委員会図 書館	読書推進活動 業務に関する こと。	—	週4日 又は週 3日	1,300時				24	調布市立 図書館に おける図 書館事業 の充実を	読書 推進員	教育 委員会図 書館	読書推進活動 業務に関する こと。	—	週4日 又は週 3日	1,300時			

改正後								改正前									
	図るため																
26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,300時										
27	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,050時										
28	調布市郷土博物館事業の振	郷土博物館専	教育委員会郷	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財	博物館又は関連する専門分	週4日	1,600時										
	図るため																
25	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	音訳等調整員	教育委員会図書館	図書館及び音訳者等との調整に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,300時										
26	調布市立図書館における図書館事業の充実を図るため	図書館専任職員	教育委員会図書館	(1) 窓口受付及び資料整理に関すること。 (2) 電子資料利用者への支援業務、原資料の整理業務等に関すること。 (3) 前2号に掲げるもののほか、調布市立図書館長が指定する事務に関すること。	—	週2日から週4日のうち所属長が指定する日数	1,050時										
27	調布市郷土博物館事業の振	郷土博物館専	教育委員会郷	郷土博物館が所管する収蔵資料・文化財	博物館又は関連する専門分	週4日	1,600時										

改正後								改正前												
	興を図るため	門員	土博 物館	史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	野に対する識見を有する者であること。						興を図るため	門員	土博 物館	史跡・郷土史に関する事務事業全般に関すること。	野に対する識見を有する者であること。					
	29	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事の資格若しくは教員免許を有する者又は社会教育施設での実務経験が3年以上ある者であること。	月16日	1,600時			28	地域の社会教育の向上を図り各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	公民館専門員	教育委員会公民館	(1) 各種事業の企画・運営及びこれに付随する事務に関すること。 (2) 公民館使用者及びサークル活動への援助に関すること。	社会教育主事の資格若しくは教員免許を有する者又は社会教育施設での実務経験が3年以上ある者であること。	月16日	1,600時		
	30	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士(臨時)	教育委員会各課(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	教育委員会が定める日数	1,130時			29	教育委員会の各種事業の推進及び市民の要望に応えるため	保育士(臨時)	教育委員会各課(室・所・館)	保育室開室時間等の保育業務に関すること。	保育士資格を有する者又は保育士資格に準ずる資格を有する者であること。	教育委員会が定める日数	1,130時		
					無資格者		1,030時								無資格者		1,030時			